

### Ⅲ 「保育事故」の再発防止に向けての提言

#### 1 嚙下にもなう「保育事故」等についての保育士の専門的知識・技術の向上

##### （1）資格取得・養成段階の課題

###### 提言 1－1

養成教育の全体を通じて、「健康と安全」に関する課題の重要性と、「食育の推進」がその課題の中に位置づけられていることをふまえ、「乳児保育」、「子どもの保健」、「子どもの食と栄養」などの講義や実習などを通じて、嚙下にもなう事故の危険性についての理解を促進するとともに、養成教育の段階においても、救命救急の実技をともなう講習等の実施の必要性についての理解を広げ、高めること。

##### （2）現職教育段階における研修の課題

###### 提言 1－2

保育の安全、嚙下にもなう事故の危険性を含む保育における事故およびその防止、救命救急の実技をともなう講習などを現職段階の研修として体系的に実施するとともに、救命救急の講習は、保育所ベースで、年に1回は実施することを課題として推進すること。

#### 2 「保育事故」の防止にかかわる保育所運営の課題

##### （1）保育所運営の責任主体としての意識の確立：事故の主体的検証の必要性

###### 提言 2－1

- ① 事故が起きた場合には、その経過を早期に把握すること（主体的検証の実施）。
- ② 特定の記録者が管理すること（責任の明確化）。
- ③ 時系列で分かるように整理すること（わかりやすさ）。
- ④ 記憶が鮮明なうちにその都度作成すること。緊急の場合にはICレコーダーを使用するなどの工夫をすること（真実性の確保、証拠保全）。
- ⑤ 事実経過の確定にあたっては、できる限り複数の情報源を元に確定すること（真実性の確保）。
- ⑥ 主体的な検証組織をもって検証すること。
- ⑦ 行政（保育の実施者である市町村）に速やかに報告し、行政側の検証と連動すること。

##### （2）保育の個別場面における標準的実施方法の明文化とその職員間の共有による確立と不断の見直し

###### 提言 2－2

- ① 各保育場面における標準的実施方法を明文化すること。保育場面の移行期にも十分に配慮した内容とすること。

- ② 食の安全、嚥下にもなう事故の危険性に十分配慮した標準的実施方法を確立すること。
- ③ 標準的実施方法に対する職員間での共有と不断の見直しをすること。
- ④ 通常の保育の手順から外れた場合の危険性についても認識を持ち、そのような場合の対応についても留意しておくこと。

### (3) おやつを選定などの分掌事項についての責任体制の明確化

#### 提言 2-3

- ① おやつ選定におけるチェック体制を強化すること（責任者の確認）。
- ② 配慮が必要な食材であることなど、職員間での必要な情報の共有をすること（認識の共有）。

### (4) 保育所としてのリスクガバナンスの確立

#### 提言 2-4

- ① 機能するヒヤリ・ハット等を整備すること。
- ② 保育所独自の事故防止マニュアルおよび事故対応マニュアルを整備すること。

### (5) 保育所運営の方針やそれにもなう課題（保育形態等の変更を含む）について、保育実践の中で検証と共有がなされるような職員間の協働体制の構築と保護者との連携・協力の連携・協力

#### 提言 2-5

- ① 保育所運営の方針やそれにもなう課題（保育形態等の変更を含む）についての職員間の共有と協働体制の構築をすること。
- ② 保育所運営の方針（保育形態等の変更を含む）について保護者への連絡体制の強化を図ること。

## 3 「保育事故」の防止にかかわる行政上の課題

### (1) 「保育の実施責任」を負っている市町村の行政責任の明確化

#### 提言 3-1

保育の実施責任を負っている自治体の行政責任として、「事故検証委員会」（仮称）のような組織を事故発生後のなるべく早期に置くことを制度化すること。

### (2) 「保育事故」発生の際の保育所、市町村、都道府県の適切な連携にもとづく迅速な対応

#### 提言 3-2

- ① 事故発生時には、保育所、市町村、都道府県が連携して、迅速に対応すること。
- ② とりわけ、重篤な事故やそれに関連する事案については、社会的な対応や事故の再発防

止等の課題については、保育所や市町村を超えて、都道府県や国の課題としても取り組む必要があること。

- ③ 保育所・市町村・都道府県の適切な連携によるリスクガバナンスの確立の必要があること。

### (3) 食の安全を始めとする保育にかかわる材料の安全性・適切性についての行政の指導体制の構築

#### 提言 3-3

- ① 保育所を指導・助言する立場にある都道府県および市町村においては、施設の給食・おやつ提供に当たっての食の安全性、適切性の確保について、指導・援助に努めること。
- ② 食の安全と食にかかわる「保育事故」に関する情報の集約と公表を関係団体の連携による行政の課題とすること。

### (4) 保育の条件整備についての不断の見直しと改善

#### 提言 3-4

平成23年の地域主権改革推進一括法により、国から権限が委譲された都道府県や保育の実施責任者である市町村にあっては、保育所における居室や乳幼児1人当たりの面積、人的配置などの保育環境について、不断の見直しと改善を図っていくこと。

### (5) 福祉サービス第三者評価、行政監査等の結果を都道府県、市町村、保育所が相互に共有し、保育所運営の改善課題を明確化する連携した指導体制の構築

#### 提言 3-5

福祉サービス第三者評価、行政監査等の結果を、都道府県、市町村、保育所が共有し、保育所運営の改善課題を明確にし、協働して改善策の実現に責任を負う関係を築いていくことが必要であること。